

大阪広域水道企業団訓令第1号

部内一般

大阪広域水道企業団電子署名規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(電子契約書署名実施者等) 第11条 電子契約書に係る電子署名を行う者（以下「電子契約書署名実施者」という。）は、 <u>経営管理部財務課長</u> とする。 2・3 (略)	(電子契約書署名実施者等) 第11条 電子契約書に係る電子署名を行う者（以下「電子契約書署名実施者」という。）は、 <u>総務部財務課長</u> とする。 2・3 (略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。